3 委員会告示及び選挙長告示

(1)鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示

告示番号	告示事項	根拠法令	鳥取県公報
第1号	立候補予定者説明会の開催	_	6.4付第9107号
第2号	ポスター掲示場にポスターを掲示できる日	法144の2	6.28付第9114号
第3号	ポスター掲示場の区画数	_	
第4号	選挙人名簿登録基準日等	法22、令14	
第5号	選挙長等の選任	法75、令80、81	7.4付号外第21号
第6号	選挙長の執務場所		
第7号	選挙事務所の標札等の配色	法131、141、141の2、	
		164の2、164の5、164 の7	
第8号	選挙運動用ビラ証紙の地模様等	法142	
第9号	政見放送の放送順序を定めるくじを行う日時及び場所	放規13、14	
第10号	選挙運動費用制限額	法194、196、令127	7.4付号外第22号
第11号	選挙会の開催場所及び日時	法78	7.16付第9119号
第12号	当選人の住所及び氏名	法101の3	7.24付号外第29号
第1号	選挙運動費用収支報告書の要旨	法192	2. 28付第9179号
(公表)			

(2)鳥取県選挙管理委員会告示

\ <u> </u>	<u> </u>		
告示番号	告示事項	根拠法令	鳥取県公報
第8号	選挙分会長(選挙区の分会長、比例の分会長)等の選任	法75、令80、81	7.4付号外第21号
第9号	選挙分会長の執務場所	_	
第10号	投票用紙の様式	法45、規則5、選規15	
第11号	投票用封筒等に押すべき印	規則8、10、10の5	
第12号	選挙公報の掲載順序のくじを行う日時及び場所	法169、172、運規58	
第13号	名簿届出政党等の名称等掲示の掲載順序を定めるくじを	法175、運規66	
	行う日時及び場所		
第14号	選挙権を有する者の50分の1、6分の1及び3分の1の数	自治法74 等	7. 4付号外第22号
第17号	選挙分会の開催場所及び日時	法78	7.16付第9119号

(3)選挙長・選挙分会長告示

<u> </u>	<u> </u>			
告示番号	告示事項	根拠法令	鳥取県公報	
第1号	候補者の届出 (選挙長)	法86の4	7.4付号外第23号	
第1号	選挙立会人のくじを行う場所及び日時(比例分会長)	法76	7.16付号外第25号	

合同選管告示

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号

令和元年執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における立候補届出に関する説明会を次のと おり開催する。

令和元年6月4日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長相見

A

日時 令和元年6月4日 午後1時30分

場所 鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

令和元年6月28日 金曜日

鳥取県公報

第 9114 号

合同選管告示

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第2号

令和元年7月21日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律 第100号)第144条の2第5項の規定によりポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のとおり定 める。

令和元年6月28日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長相見

令和元年7月4日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第3号

令和元年7月21日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場のポスター を掲示することができる区画の数を次のとおり定める。

令和元年6月28日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長相見

愼

区画の数 6

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第4号

令和元年7月21日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙に関する選挙人名簿の登録について、 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項に規定する選挙時登録の基準日を令和元年7月3日と定めたの

で、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第2項の規定により告示する。

令和元年6月28日、

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長相見

合同選管告示

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第5号

令和元年7月21日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、 又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和元年7月4日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長相見

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙長

鳥取県米子市八幡224-4

相見値

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙長職務代理者

鳥取県鳥取市岩倉477-3

森田厚史

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第6号

令和元年7月21日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙長の勤務する場所は次のとおりである。

令和元年7月4日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長相

鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第7号

令和元年7月21日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙事務所の標札、選挙運動用 自動車又は船舶及び拡声機の表示板、個人演説会用立札又は看板の類の表示板、乗車する者又は乗船する者及び 選挙運動従事者の腕章並びに街頭演説用の標旗の配色を次のとおり定める。

令和元年7月4日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長相見見

選挙事務所の標札、選挙運動用自動車又は船舶及び拡声機の表示板、個人演説会用立札又は看板の類の表示板、 選挙運動従事者の腕章並びに街頭演説用の標旗の配色

白地とし、文字は黒色とする。

乗車する者又は乗船する者の腕章の配色

白地とし、文字は赤色とする。

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第8号

令和元年7月21日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙運動用ビラの証紙の地模様及びその色を次のとおり定める。

令和元年7月4日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長相見

地模様

細紋

地模様の色 黄色

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第9号

令和元年7月21日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における政見放送の放送順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和元年7月4日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 相 見 [6]

日時 令和元年7月4日 午後6時

場所 鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥取県選挙管理委員室

合同選管告示

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第10号

令和元年7月21日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額は、次のとおりである。

令和元年7月4日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長相

椙

制限額

37, 378, 800円

令和元年7月16日 火曜日

息 版 退 办 超

第9119号

合同選管告示

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第11号

令和元年7月21日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

令和元年7月16日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長相見

日時 令和元年 77月24日 午後 3 時30分

場所 鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

令和元年7月24日 水曜日

島 取 県 小 報

号外第 29 号

合同選管告示

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第12号

令和元年7月21日に執行した参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙において当選した者は、次のとおりである。

令和元年7月24日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長相

椙

			住	r				氏 名	
鳥取県	米子市西福原人	八丁目12—	64		 	舞立	昇治		

令和2年2月28日 金曜日

鳥取県公報

第 9179 号

合同選管公表

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会公表第1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、令和元年7月21日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和2年2月28日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 選挙の種類 令和元年7月21日執行参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

37, 378, 800円

候補者氏名 黒瀬 信明	所属党派	NHKから国民を 守る党	期間	7月10日から	第1回八
出納責任者 黒瀬 信明		1 4 6 76	 	7月10日から 7月22日まで	第1回分
氏 名				1772212	
収入			支出		
主たる寄附	And the Market of the Control of the		1		·
(氏名)			人件費		0円
団体名	(職業)	(/ - 	家屋費		0円
Comaj	(収 来)	(寄附額)		務所費	0円
			集合会	湯費	0円
			通信費	•	0円
			交通費		0円
		·	印刷費		0円
	, .		広告費		13,612円
			文具費	•	0円
•			食糧費		0円
			休泊費		0円
	•		雑費		0 円
	•				
その他の寄附	1件	13, 612円			
その他の収入		0円			
今回計		13, 612円	今回計		12 €10I∏
前回計		円	前回計		13,612円
総計		13, 612円			円
ALC HI		13, 612	総計		13, 612円
		 項 目			額
	選挙運動用通常葉			32	
	ビラの作成	11774			0円
出のうち公費負担相当額	ポスターの作成・				0円
		及び看板の類の作成	}		0円
		等の立札及び看板の			0円
	·	及び看板の類の作成		•	0円
	政見放送のための				0円
		計			0円
告書受理年月日 令和元	年8月5日 第	 1回報告分			. 011.

- 1 選挙の種類 令和元年7月21日執行参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙 .
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

37, 378, 800円

. •	一一一一						2	
	候補者氏名	中林	佳子	所属党派	無所属			
			 			期間	5月27日から	第1回分
		片寄	直行				8月4日まで	
	氏 名							
	収入					支出	•.	
	主たる寄附		•			人件費		0円
٠.	[氏名]	•				家屋費		640, 512円
	□ 団体名 J			(職業	(寄附額)	選挙事	務所費	640, 512円
	日本共産党	島根県	委員会		889,686円	集合会	場費	0円
	日本共産党,	鳥取県	委員会		567, 888円	通信費		171, 563円
	長谷川 敏!	郞		農業	100,000円	交通費		0円
	正森 博子			無職	50,000円	印刷費	•	1, 723, 250円
	片寄 直行			政党役員	33,000円	広告費	•	1, 169, 207円
						文具費		63, 013円
					•	食糧費		129, 842円
				• .		休泊費		99,894円
						雑費		184, 848円
		•		•				
1								
	その他の寄除	† (3	1件	268, 930円			
	その他の収入				H	5		
	今回計				1,909,504円	今回計	* .	4, 182, 129円
	前回計			•	円	前回計	•	円
	総計				1, 909, 504円	総計		4, 182, 129円
L	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•					•	
					項、目		<u></u>	額
			. —	選挙運動用通常	葉書の作成			286, 450円
				ビラの作成				580,000円
支 	で出のうち公費	負担相		ポスターの作成				856,800円
	* .				札及び看板の類の作品			214, 422円
					車等の立札及び看板の			173, 080円
	•				札及び看板の類の作品	रे		161,873円
			<u> </u>	女見放送のための 	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			0円
	上事 药		====		計			2, 272, 625円
報	告書受理年月	月 行	和元年	8月5日 🦸	第1回報告分		<u> </u>	

- 1 選挙の種類 令和元年7月21日執行参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

37, 378, 800円

1 刊口言の女日					
候補者氏名 中林 佳子	所属党派	無所属			
			期間	8月5日から	第2回分
出納責任者 片寄 直行				9月9日まで	•
氏 名				<u> </u>	
収入			支出		
主たる寄附			人件費		0円
(氏名)			家屋費		0円
し 団体名 J	(職 業)	(寄附額)	選挙事	務所費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0円
日本共産党島根県委員会	•	277,863円	集合会	場費	0円
			通信費		41,914円
			交通費	A second of the	0円
			印刷費		200,006円
	1		広告費		30,000円
			文具費		0円
			食糧費		0円
			休泊費	*	0円
			雑費		15, 943円
	•				
その他の寄附	1件	10,000円			
その他の収入		0円			
今回計		287, 863円	今回計	. :	287, 863円
前回計		1,909,504円	前回計		4, 182, 129円
総 計		2, 197, 367円	総 計		4, 469, 992円
				•	2, 100, 002 1
	3	頁 目		金	額
	選挙運動用通常葉	書の作成			0円
	ビラの作成			`	0円
出のうち公費負担相当額	ポスターの作成				0円
	選挙事務所の立札	及び看板の類の作成			0円
		等の立札及び看板の			0円
		及び看板の類の作成			0円
	政見放送のための				0円
		計		:	0円
告書受理年月日 令和元	年9月13日 第	2回報告分		•	

- 1 選挙の種類 令和元年7月21日執行参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

37, 378, 800円

候補者氏名	舞立 昇治	所属党派	白巾屋子类	· ·		T
	7710	があたが	自由民主党	期間	6 H 96 H 3. 6	₩ 1 □ Λ
出納責任者	須山 裕文		1	別 則	6月26日から 8月5日まで	第1回分
氏 名					олодже	
収入	<u> </u>			支出	<u> </u>	
主たる寄附	f			人件費		900 1145
(氏名)			•	家屋費		290, 114円
団体名		(職 業)	(寄附額)	※座頁 選挙事務	•	605,535円
	:鳥取県参議院	選挙区第一支部	15, 000, 000円	集合会場		560, 819円
	inio-expression	2000年已XX 大師	15,000,000	· · ·	質	44,716円
				通信費		89, 280円
				交通費 		169, 544円
			• 4 - 7	印刷費	2, 3	317,580円
				広告費	6, (001, 937円
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			文具費		71,761円
				食糧費	7	′98, 180円
				休泊費	1, 1	27, 162円
		•	. ,	 雑費		84,606円
					A.A.	
その他の寄	付	件	0円	,		
その他の収え	λ		2, 800, 000円	~	•	
今回計			17, 800, 000円	今回計	16 5	55, 699円
前回計			円	前回計	10, 5	1
総計						円
May bi			17, 800, 000円	総計	16, 5	55, 699円
		T			^ #=	
		選挙運動用通常葉			金 額	
		ビラの作成	音の下収			20,025円
支出のうち公費	骨担相当額	ポスターの作成			,	52,600円
				 		8,600円
		·	等の立札及び看板の			74,570円
			サッゴ化及び省級の 及び看板の類の作成		41	5,936円
		政見放送のための		*	2.00	0円
		2.747,72.07 (2.07.07)	<u> </u>		····	9,000円
報告書受理年月	日令和元年	———————— 〒8月5日 第	 1回報告分		6, 32	0, 731円
	1. 124	N1	~ HTN H //			

- 1 選挙の種類 令和元年7月21日執行参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

37, 378, 800円

3	報告書の要	百	<u> </u>				· .
	候補者氏名	舞立 昇治	所属党派	自由民主党	T		
					期間	8月7日から	第2回分
	1	須山 裕文				8月13日まで	
	氏 名						
	収入				支出		
	主たる寄附	•			人件費		0円
	〔氏名〕				家屋費		0円
	団体名		(職業	(寄附額)	選挙事	務所費	0円
					集合会		0円
					通信費	<i>""</i>	331,992円
					交通費		0円
					印刷費		0円
		•			広告費		
					文具費		55, 792円
			•		食糧費		0円
					休泊費		0円
		•			雑費		0円
	·			•	本产员		0円
		* .	4. 1				
	その他の寄附	\	件	0円	. ~		•
1	その他の収力		•	0円			
	今回計			0円	스티크		
	前回計				今回計		387, 784円
	総計			17,800,000円	前回計		, 555, 699円
	Mrz H			17, 800, 000円	総計	16,	, 943, 483円
H			T	 項		金	力石
			選挙運動用通常葉		- ; 	31E	額
			ビラの作成				0円
支	ご出のうち公費	負担相当額	ポスターの作成			-	0円
				及び看板の類の作成			0円
			選挙運動用自動車	等の立札及び看板の数	頁の作成		0円
				及び看板の類の作成			0円
	•		政見放送のための	録画等			0円
				計			0円
報	告書受理年月	日 令和元	年8月13日 第	2回報告分			
						· 	

- 1 選挙の種類 令和元年7月21日執行参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

37, 378, 800円

- 1000 - 200					
候補者氏名 舞立 昇治	所属党派	自由民主党			Τ
			期間	8月21日から	第3回分
出納責任者 須山 裕文			7	8月27日まで	
氏 名	· .				
収入			支出		·
主たる寄附			人件費		708,000円
(氏名)		· .	家屋費		29,410円
団体名	(職業) (寄附額)	1	務所費	• •
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	集合会		29,410円
			通信費	物質	0円
					16,301円
			交通費	• • •	0円
			印刷費		0円
			広告費		0円
			文具費		0円
			食糧費		0円
			休泊費		0円
			雑費		24,005円
		• .			
	renderal de la companya de la compa La companya de la co				* .
その他の寄附	件	0円			
その他の収入		0円			
今回計		0円	今回計		777,716円
前回計·		17, 800, 000円	前回計	16,	943, 483円
総 計		17,800,000円	総計		721, 199円
					,,,
		項目		金	額
	選挙運動用通常葉	書の作成			0円
	ビラの作成				0円
を出のうち公費負担相当額	ポスターの作成				0円
	選挙事務所の立札及			1	0円
		学の立札及び看板の舞	の作成		0円
	個人演説会の立札及	び看板の類の作成			0円
	政見放送のための銀	計画等			0円
		計			0円
告書受理年月日 令和元	年8月27日 第3	日報告分			

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第8号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における選挙分会長及びその職務代理者を公職選挙法(昭和25年 法律第100号)第75条第3項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第1項の規定により次のとおり 選任したので、同令第81条の規定により告示する。

令和元年7月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相

1 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙

(1) 選挙分会長

米子市八幡224-4 相見 愼

(2) 選挙分会長の職務代理者 鳥取市岩倉477-3 森田 厚史

2 参議院比例代表選出議員選挙

(1) 選挙分会長

米子市八幡224-4 相見 愼

(2) 選挙分会長の職務代理者 鳥取市岩倉477-3 森田 厚史

鳥取県選挙管理委員会告示第9号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における選挙分会長は、次の場所においてその事務を行う。 令和元年7月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

鳥取県選挙管理委員会告示第10号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。 令和元年7月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見

(参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙の投票用紙)

候補者 氏名

二十五回 参議院鳥取県及び

選挙区選出議員選挙投票 [根県

委員会印 農 取 県 取 候補者 氏名

選挙区選出議員選挙投票 参議院鳥取県及び島根県

投

委員会印 農 取 県

- 〇 涟 意
 - 1 候補者の氏名は、欄内に一人。 書くこと。
 - 2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
- 〇 辩 意
 - 1 候補者の氏名は、欄内に一人。書くこと。
 - 2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

備考

- 1 用紙は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印 刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

備

- 用紙は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。
- 3 点字の表示内容は、「サンギイン センキョク」
- 4 点字の表記については、公職選挙法施行令第 39条の別表第1による。

(参議院比例代表選出議員選挙の投票用紙)

候補者氏名艾は 政党その他の政治団体の名称者 しくは略称

一十五回

選挙管理 鳥 取 県 委員会印

候補者氏名艾は 政党その他の政 治団体の名称者 しくは略称

比 参 例 代表選出議員選挙投票 点 字 投

選挙管理 委員会印 取

院

〇 淫 意

- 1 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。
- 2 候補者の氏名に代えて政党その他の政治問体の 名家

 ない。

 ないまする

 ないまする
 ないまする

 ないまする

 ないまする

 ないまする

 ないまする

 ないまする

 ないまする

 ないまする

 ないまする

 ないまする

 ないまする

 ないまする

 ないまする

〇 淫 意

- 1 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。
- 2 候補者の民名に代えて鼓覚その他の政治団体の 名称艾は略称を、欄角に一つ書くこともできること。

備

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷す
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

備 考.

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷す
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。
- 3 点字の表示内容は、「サンギイン ヒレイ ダイ ヒョー」とする。
- 点字の表記については、公職選挙法施行 令第39条の別表第1による。

鳥取県選挙管理委員会告示第11号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者によ る信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規 定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定 する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

令和元年7月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 愼

鳥取県選挙管理委員会告示第12号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第169条第6項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程(昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号)第58条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

令和元年7月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見

- 1 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙
 - (1) 日 時 令和元年7月5日 午後5時10分
 - (2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 参議院比例代表選出議員選挙
- (1) 日 時 令和元年7月5日 午後5時30分
- (2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第13号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第3項の規定による参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程(昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号)第66条第1項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

令和元年7月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見

栺

- 1 日 時 令和元年7月4日 午後6時
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

令和元年7月4日 木曜日

鳥 取 県 公 報

号外第 22 号

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第14号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項(同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)及び鳥取県県民投票規則(平成25年鳥取県規則第68号)第6条第1項の規定により告示する。

令和元年7月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相

샤늘

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数

9, 519

鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数

47, 595

鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を

乗じて得た数と	を合算して得た数	:	14	145, 992
鳥取市におい	て選挙権を有する者	皆の総数の3分の1σ	数	52, 485
米子市におい	て選挙権を有する者	首の総数の3分の1の	数	41, 224
倉吉市におい	て選挙権を有する者	首の総数の3分の1の	数	13, 275
境港市におい	て選挙権を有する者	fの総数の3分の1の	数	9, 627
岩美郡におい	て選挙権を有する者	fの総数の3分の1の	数	3, 333
八頭郡におい	て選挙権を有する者	行の総数の3分の1の	数	7, 948
東伯郡におい	て選挙権を有する者	うの総数の3分の1の	数	15, 688
西伯郡におい	て選挙権を有する者	の総数の3分の1の	数	11, 862
日野郡におい	て選挙権を有する者	の総数の3分の1の	数	3, 211

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第17号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における選挙分会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職 選挙法(昭和25年法律第100号)第78条の規定により告示する。

令和元年7月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見

栺

- 1 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙分会
 - (1) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
 - (2) 日 時 令和元年7月23日 午後2時
- 2 参議院比例代表選出議員選挙選挙分会
 - (1) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
 - (2) 日 時 令和元年7月23日 午後2時30分

令和元年7月4日 木曜日

島取県公報

号外第23号

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙長告示

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙長告示第1号

令和元年7月21日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙につき、候補者として次のとおり届出があった。

令和元年7月4日

	74			取県及び	島根県選挙区選出議員選挙選	選挙長 相	見	愼
届出	届出	届出	(ふりがな)	本籍	住 所	生年月日	党派	職業
番号	年月日	の別	候補者氏名		一のウェブサイ	ト等のアド	レス・	
1	令和元年	1	はう t まいたち 昇 治	鳥取県	鳥取県米子市西福原八丁目 12-64	昭和50年 8月13日	自由民 主党	参議院議員
	7月4日	届出			http://www.ma	aitachi.co	m	
2	, ,,	,,	************************************	島根県	島根県松江市東津田町2242 -14	昭和20年 12月2日	無所属	団体役員
			1W 201		https://www.nakabay	yashiyoshi	ko. com/	
3	jj	c 11	くうせ のぶあき 黒瀬 信明	大阪府	大阪府大阪市東淀川区井高 野三丁目11-21-203	' '	NHK から国 民を守 る党	会社員
				·	http://www.n	hkkara.jp		

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第1号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙において参議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立 会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和25 年法律第100号)第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和元年7月16日

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長 相 見 愼

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 日 時 令和元年7月18日 午後5時30分